

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高額介護サービス費等の利用者負担限度額に係る基準収入額の適用
根拠条例・規則名		さいたま市介護保険条例施行規則
条 項		第 2 2 条 第 2 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1264)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	介護保険法施行令附則第 2 1 条 第 1 項 第 3 号
	設定等年月日	平成 2 7 年 8 月 1 日 設定 平成 2 9 年 8 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日より 3 0 日
	設定等年月日	平成 2 7 年 8 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		